

団体積立終身保険事業

(拠出型企業年金保険)

事業の趣旨

公的年金を支える社会経済基盤が大きく変化し、年金支給開始年齢の引き上げ等の改正が行われ、公的年金を補完する組合員個人の自助努力の必要性が高まっております。このため、文部科学省共済組合では組合員の生活設計支援に役立つ団体積立終身保険事業を実施し、**毎月2,000円(1口)から積立を行い、退職時に**公的年金の補完や退職後の保障ニーズにも応えうる制度を準備しています。この機会に加入のご検討をおすすめします。



新規加入・変更のご案内 (月払のみ)

- 今回の募集は、月払について新規加入・変更を受け付けます。
- 現在ご加入の方で口数の変更がない場合、申込書の提出は不要です。

申込締切日

平成29年
10/13(金)

加入日(責任開始日)

平成30年
2/1(木)

月払掛金控除開始：平成30年1月俸給より
申込書提出先：共済事務担当課

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。))を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

取 扱 内 容

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社

公法人第一部 法人営業第三部

TEL.03-3560-5843

月曜日～金曜日（祝日除く）9：30～16：30

制度の取扱い

今回の募集は、月払について新規加入・変更を受け付けます。

	Aコース（個人年金保険料控除の対象）	Bコース（一般の生命保険料控除の対象）
新規加入資格	加入日（平成30年2月1日）に満18歳以上の組合員で申込日現在健康で正業に就業している方で定年（掛金払込完了日）まで10年以上ある方となります。	加入日（平成30年2月1日）に満18歳以上の組合員で申込日現在健康で正業に就業している方で定年（掛金払込完了日）まで2年以上ある方となります。
掛 金	・掛金は加入者負担です。 ・払込方法 ①月 払 1口 2,000円で1口以上500口まで ②半年払 1口10,000円で1口以上200口まで ③一時払 1口100,000円で1口以上200口まで	※月払、半年払の掛金には、1口当たり1%の制度運営費が含まれています。 ※半年払、一時払は月払への加入が条件となります。 半年払は、年1回（4月）のみの募集となります。 ※一時払は毎年の2月1日と8月1日および退職時が払込日となります。
掛 金 の 徴 収	月払掛金は、毎月の俸給から控除します。半年払掛金は、6月と12月の期末・勤勉手当から控除します。 一時払掛金の積み増しを希望する場合は、1月と7月に指定振込用紙により金融機関から送金していただきます。	
加入日（責任開始日）	平成29年10月13日（金）までの募集期間中に申込みを受け付け、平成30年2月1日からの加入となります。	
中 断 （払込の全口中止） 復 活 （再 加 入）	中断・復活はできません。	休職・他省庁への出向等の場合は、 最長3年間 掛金払込を中断することができます。掛金払込再開申込書の提出により復活となります。 ※中断とは、掛金の払込を中断するもので既積立金についてはそのまま継続して運用されます。月払を中断する場合は、半年払も中断されます。
脱 退 （中 途 脱 退）	AB両コースに加入している場合は、AB両コースともに脱退となります。（A又はBコースのみ脱退することはできません。） ※ただし、休職・他省庁への出向等の場合は、Bコースのみ中断のお取扱いが可能です。	
掛 金 の 変 更 ※	加入者のお申し出により、月払については年2回（4月および10月）、半年払については年1回（4月）掛金の変更が可能です。 ※掛金の変更とは、増口・一部中止のことをさします。一部中止とは積立金の払出しを伴わず掛金を減少させることをいいます。 加入者は次の事由がある場合は、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。 【中止の事由】災害・疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の提出に支障がある場合。	
年 金 の 受 給 資 格	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。掛金の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。ただし、60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみの選択となります。 ・年金受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。 ・年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3ヶ月分ずつに分けてお支払いします。 ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。	掛金払込完了年齢に達した時、または当制度から満45歳以上で死亡以外の事由により脱退されたとき加入者に年金をお支払いします。 年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。ただし、初年度年金月額が1万円未満の場合、年金のお取扱いできません。
年 金 の 種 類	①確定年金（10年・15年・20年） ②保証期間付終身年金（10年・15年） 確定年金 基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金に代えて未払年金現価を一時金でお支払いします。 保証期間付終身年金 保証期間中はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後は、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金でのお受取を希望された場合は残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金に代えて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。	①確定年金（5年・10年・15年・20年） ②保証期間付終身年金（10年・15年）
年 金 の 繰 延	加入者のお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中は引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。繰延期間中、掛金の払込及び一部中止はお取り扱いできません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。	
年金の一括支払	年金受給期間中に、年金に代えて一時金を請求した場合は、残余保証期間の未払年金現価をお支払いします。 終身年金では保証期間経過後本人が生きている限り年金の支給を再開します。	
年金受取時の必要書類	請求書の他にマイナンバー申告書が必要となる場合があります。	
配 当 金	・積立期間中の配当金は、年1回積立金に繰入れられます。・年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当されます。	
脱退一時金の支払	脱退一時金の請求が、当該契約の決算期間にかかるときは、その支払日は、※更新日の最初の週より後となりますので、ご了承願います。 ※更新日とは2月1日。脱退一時金の金額が100万円超の場合、マイナンバー申告書が必要となります。	
引受保険会社	この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。 明治安田生命保険相互会社（事務幹事）、第一生命、太陽生命、日本生命、住友生命、富国生命 【連絡先】明治安田生命保険相互会社 公法人第一部法人営業第三部 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館 22階 TEL 03-3560-5843	

※この制度に保険証券はありませんが、毎年3月頃に「ご加入内容のお知らせ」を各支部経由で発行いたします。

税法上の取扱い

保 険 料 （掛金から制度運営費を 控除した額）	Bコースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。 Aコースのご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。
年 金	加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 $\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}} \right)$ ※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
脱 退 一 時 金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 $\text{一時所得の課税対象額} = (\text{脱退一時金} - \text{払込保険料合計額} - 50万円) \times 1/2$ （他に一時所得がない場合） ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
遺 族 一 時 金	相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。
積立金から一時払退職後 終身保険への充当保険料	一時所得として課税対象になります。また、払込保険料として一般の生命保険料控除の対象となります。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。